



2024年2月28日

各位

会社名 株式会社FPパートナー  
代表者名 代表取締役社長 黒木 勉  
(コード番号: 7388 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役兼経営企画部長 田中 克幸  
TEL.03-6801-8278 (部署直通)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年2月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年3月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,499株
(3) 処分価額	1株につき6,800円
(4) 処分価額の総額	30,593,200円
(5) 割当予定先	取締役6名 ※ 4,499株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	該当ありません

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年2月28日開催の第14回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額100万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年20,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には交付日から対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員（定年退職後再雇用に基づく従業員としての地位は含まない）の地位のいずれの地位からも退任又は退職する日（退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の役職等の地位に就任する場合を除きます。）までの間の譲渡制限を付しております。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）割当てを受けた当社の普通株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績、

各取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役6名に対し、金銭報酬債権合計30,593,200円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式4,499株を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

2024年3月21日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員（定年退職後再雇用に基づく従業員としての地位は含まない）の地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれの地位からも退任又は退職する日（退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の役職等の地位に就任する場合を除く。）までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時（ただし、当該満了時が2025年3月1日より前の日である場合は、2025年3月1日）において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」という。）の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間中に、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を退任した場合には、第14回定時株主総会の開催日を含む月から退任した日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、死亡による退任の場合は、退任の直後の時点（ただし、当該退任日が2025年3月1日より前の日である場合は、2025年3月1日）をもって、譲渡制限を解除するものとし、その他の退任の場合は、退任後、当社取締役会が別途決定した2025年3月1日以後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部について当然に無償で取得する。

##### （4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総

会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、第14回定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。）に、本株式数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する（ただし、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時が2025年3月1日より前の日である場合には、本株式の全部について、譲渡制限を解除しない。）。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

#### （5）株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額については、恣意性を排除するため、2024年2月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である6,800円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

### 4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割当を受ける対象取締役のうち、当社代表取締役社長の黒木勉氏は、同氏の資産管理会社である合同会社FPコンサルティングが保有する株式数を含め、当社の議決権の60.67%（2023年11月30日現在）を保有する株主であるため、本自己株式処分は支配株主との取引等に該当いたします。

#### （1）公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って発行しています。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、上記「2. 処分の目的及び理由」及び「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的

な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である当社代表取締役社長の黒木勉氏は、本自己株式処分にかかる取締役会の審議及び決議には参加していません。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主との間に利害関係を有しない取締役会の決議により選定された取締役（委員総数の過半数は独立社外取締役）、監査役で構成する特別委員会に諮問し、特別委員会が少数株主保護の観点から審議を行い、本自己株式処分は対象取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値向上に資するものであるとともに、処分価額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件等が妥当である旨の結果を取締役会に対して答申しております。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する報告書との適合状況

2023年2月28日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本自己株式処分は以下の指針に基づいて決定いたしました。

「当社は、支配株主及び二親等以内の親族との取引につきましては、原則行わない方針です。当社と支配株主及び二親等以内の親族との取引を検討する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について特別委員会に諮問を行い、その答申を取締役会において審議したうえで意思決定を行っております。」

本自己株式処分は、上記「(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」及び「(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」に記載の措置を講じており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと考えます。

以上